



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年10月3日金曜日 第650号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 落札者等の告示……………（消防防災安全課）… 816
- 指定自立支援医療機関の辞退……………（障がい福祉課）… 816
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧……………（農地整備課）… 816
- 保安林予定森林……………（森林整備課）… 816
- 保安林の指定の解除……………（ ）… 817
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………（ ）… 817
- 海岸保全区域の指定の一部改正……………（漁港課）… 817
- 公有水面埋立地の用途の変更許可……………（港湾海岸課）… 819
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課）… 822
- 道路の区域変更（県道伊予松山港線）……………（中予地方局管理課）… 822

### 公営企業公告

- デジタルX線TVシステムの購入……………（公営企業管理局総務課）… 822

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第886号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年10月3日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
令和7年度愛媛県消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査及び無線検査等業務一式	愛媛県県民環境部 防災局消防防災安全課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年9月11日	セントラルヘリコプターサービス株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1	45,650,000円	一般競争入札	令和7年7月15日

#### ○愛媛県告示第887号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

令和7年10月3日

愛媛県知事 中村時広

名 称	辞退に係る医療の種類	辞 退 年月日
西予市立西予市民病院	腎臓（更生医療）	令和7年 4月1日

#### ○愛媛県告示第888号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、四国中央市豊岡町大町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年10月3日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・恵之久保地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
令和7年10月6日から11月4日まで
- 縦覧場所  
四国中央市役所本庁及び愛媛県ホームページ

#### ○愛媛県告示第889号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年10月3日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所  
西条市早川字カヤカケ2443の3

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第890号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年10月3日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
松山市勝岡町乙935の172
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第891号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年10月3日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
伊予郡砥部町玉谷1203、1218から1221まで、1224、1235
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
玉谷1203・1218から1221まで・1224・1235（以上の7筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第892号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月3日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域
1・2 省略						1・2 省略					
1～ 161 省略						1～ 161 省略					
162	豊後水道東沿岸成漁港海岸	宇和島市	宇和島市長		基点1から基点17までを結んだ線並びに基点17、補助点17、補助点14、補助点13、補助点11、補助点10の2、補助点10の1、補助点9、補助点7、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1の2、補助点1の1及び基点1を順次結んだ線に	162	豊後水道東沿岸成漁港海岸	津島町	津島町長		基点1から基点17までを結んだ線並びに基点17、補助点17、補助点14、補助点13、補助点11、補助点10の2、補助点10の1、補助点9、補助点7、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1の2、補助点1の1及び基点1を順次結んだ線に

					<p>より囲まれた区域                  基点及び補助点の表示                  (角度の表示は、真北)                  基点1は、<u>宇和島市津島町成字城山452番6</u>地内の標柱                  基点2は、基点1から270度00分135メートルの地点                  基点3は、基点2から312度00分160メートルの地点                  基点4は、基点3から257度00分150メートルの地点                  基点5は、基点4から331度00分155メートルの地点                  基点6は、基点5から297度00分140メートルの地点                  基点7は、基点6から357度00分160メートルの地点                  基点8は、基点7から65度00分160メートルの地点                  基点9は、基点8から35度00分95メートルの地点                  基点10は、基点9から47度00分160メートルの地点                  基点11は、基点10から288度00分180メートルの地点                  基点12は、基点11から0度00分90メートルの地点                  基点13は、基点12から30度00分150メートルの地点                  基点14は、基点13から5度00分85メートルの地点                  基点15は、基点14から300度00分100メートルの地点                  基点16は、基点15から322度00分150メートルの地点                  基点17は、基点16から0度00分88メートルの地点                  補助点17は、基点17から90度00分50メートルの地点                  補助点14は、基点14から50度00分43メートルの地点                  補助点13は、基点13から90度00分78メートルの地点                  補助点11は、基点11から50度00分80メートルの地点                  補助点10の2は、基点10から40度00分83メートルの地点                  補助点10の1は、基点10から100度00分80メートルの地点                  補助点9は、基点9から</p>											<p>より囲まれた区域                  基点及び補助点の表示                  (角度の表示は、真北)                  基点1は、<u>北宇和郡津島町成字城山452番3</u>地内の標柱                  基点2は、基点1から270度00分135メートルの地点                  基点3は、基点2から312度00分160メートルの地点                  基点4は、基点3から257度00分150メートルの地点                  基点5は、基点4から331度00分155メートルの地点                  基点6は、基点5から297度00分140メートルの地点                  基点7は、基点6から357度00分160メートルの地点                  基点8は、基点7から65度00分160メートルの地点                  基点9は、基点8から35度00分95メートルの地点                  基点10は、基点9から47度00分160メートルの地点                  基点11は、基点10から288度00分180メートルの地点                  基点12は、基点11から0度00分90メートルの地点                  基点13は、基点12から30度00分150メートルの地点                  基点14は、基点13から5度00分85メートルの地点                  基点15は、基点14から300度00分100メートルの地点                  基点16は、基点15から322度00分150メートルの地点                  基点17は、基点16から0度00分88メートルの地点                  補助点17は、基点17から90度00分50メートルの地点                  補助点14は、基点14から50度00分43メートルの地点                  補助点13は、基点13から90度00分78メートルの地点                  補助点11は、基点11から50度00分80メートルの地点                  補助点10の2は、基点10から40度00分83メートルの地点                  補助点10の1は、基点10から100度00分80メートルの地点                  補助点9は、基点9から</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				110度00分100メートルの地点 補助点7は、基点7から 110度00分200メートルの地点 補助点4は、基点4から 15度00分100メートルの地点 補助点3は、基点3から 10度00分90メートルの地点 補助点2は、基点2から 0度00分90メートルの地点 補助点1の2は、基点1 から350度00分90メートルの 地点 補助点1の1は、基点1 から60度00分14メートルの 地点					110度00分100メートルの地点 補助点7は、基点7から 110度00分100メートルの地点 補助点4は、基点4から 15度00分100メートルの地点 補助点3は、基点3から 10度00分90メートルの地点 補助点2は、基点2から 0度00分90メートルの地点 補助点1の2は、基点1 から350度00分90メートルの 地点 補助点1の1は、基点1 から60度00分14メートルの 地点
163 ~ 183 省略					163 ~ 183 省略				

○愛媛県告示第893号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第13条ノ2第1項の規定に基づく埋立地の用途の変更を許可した。

令和7年10月3日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 埋立地の用途の変更を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村時広

松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

1) 全体

愛媛県西条市ひうち字西ひうち30番、31番、32番及び33番の地内並びに30番、31番、32番及び33番の地先公有水面

2) 1工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち30番、31番及び32番の地内

3) 2工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち33番の地内

4) 3工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち30番、31番、32番及び33番の地先公有水面

イ 区域

1) 全体

次の各地点のうち①の地点から⑩の地点までを順次に結

んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.31メートルにより決定）により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

①の地点 基点から291度49分14秒3,103.10メートルの地点

②の地点 ①の地点から343度56分54秒2.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から73度56分54秒4.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から343度56分54秒40.60メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から253度56分54秒4.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から343度56分54秒607.40メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から73度56分54秒700.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から163度56分54秒593.78メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から73度56分54秒3.22メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から163度56分54秒56.22メートルの地点

2) 1工区

次の各地点のうち①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣工認可された埋立地と公有

水面との境界線（D. L. +3.31メートルにより決定）により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

①の地点 基点から291度49分14秒3,103.10メートルの地点

②の地点 ①の地点から343度56分54秒2.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から73度56分54秒4.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から343度56分54秒40.60メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から253度56分54秒4.00メートルの地点

⑪の地点 ⑤の地点から343度56分54秒137.40メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から73度56分54秒320.00メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から163度01分45秒180.02メートルの地点

3) 2工区

次の各地点のうち⑬の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.31メートルにより決定）により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

⑬の地点 基点から295度48分06秒2,855.10メートルの地点

⑫の地点 ⑬の地点から343度01分45秒180.02メートルの地点

⑭の地点 ⑫の地点から343度56分54秒172.45メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から28度56分54秒24.82メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から73度56分54秒362.45メートルの地点

⑧の地点 ⑯の地点から163度56分54秒313.78メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から73度56分54秒3.22メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から163度56分54秒56.22メートルの地点

4) 3工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と⑫の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

⑩の地点 基点から294度21分08秒3,216.74メートルの地点

⑥の地点 ⑩の地点から343度56分54秒470.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から73度56分54秒700.00メートルの地点

⑯の地点 ⑦の地点から163度56分54秒280.00メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から253度56分54秒362.45メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から208度56分54秒24.82メートルの地点

⑫の地点 ⑱の地点から163度56分54秒172.45メートルの地点

ウ 面積

1) 全 体

455,018.62平方メートル

2) 1工区

57,697.52平方メートル

3) 2工区

140,367.10平方メートル

4) 3工区

256,954.00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

1) 全 体

愛媛県西条市ひうち字西ひうち3番11、3番49、4番、5番、6番1、6番30、30番、31番、32番、7番8、7番7、33番、7番21、7番20及び7番19の地内並びに同市ひうち字西ひうち3番11、4番、5番、30番、31番、32番、33番、7番21及び7番19の地先公有水面

2) 1工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち3番11、3番49、4番、5番、6番1、6番30、30番、31番及び32番の地内並びに同市ひうち字西ひうち3番11、4番、5番及び30番の地先公有水面

3) 2工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち6番1、7番8、7番7、33番、7番21、7番20及び7番19の地内並びに同市ひうち字西ひうち7番21及び7番19の地先公有水面

4) 3工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち7番21の地内並びに同市ひうち字西ひうち30番、31番、32番、33番及び7番21の地先公有水面

イ 区域

1) 全体

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

④の地点 基点から290度15分02秒3,200.78メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から343度56分54秒360.00メートルの地点

③の地点 ⑤の地点から348度14分15秒401.12メートルの地点

①の地点 ③の地点から73度56分54秒900.00メートルの

地点

㉔の地点 ㉕の地点から159度39分33秒401.12メートルの地点

㉖の地点 ㉗の地点から163度56分54秒360.00メートルの地点

2) 1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㉘の地点と㉙の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

㉘の地点 基点から290度15分02秒3,200.78メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から343度56分54秒190.00メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から73度56分54秒450.00メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から163度01分45秒190.02メートルの地点

3) 2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㉜の地点と㉝の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

㉜の地点 基点から295度39分14秒2,848.32メートルの地点

㉞の地点 ㉜の地点から343度01分45秒190.02メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から343度56分54秒172.45メートルの地点

㊱の地点 ㊰の地点から28度56分54秒24.82メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から73度56分54秒490.95メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から159度39分33秒20.06メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から163度56分54秒360.00メートルの地点

4) 3工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊵の地点と㊶の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点（天神山三等三角点）は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

㊵の地点 基点から292度53分47秒3,316.80メートルの地点

㊷の地点 ㊵の地点から343度56分54秒170.00メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から348度14分15秒401.12メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から73度56分54秒900.00メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から159度39分33秒381.07メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から253度56分54秒490.95メートル

の地点

㊼の地点 ㊽の地点から208度56分54秒24.82メートルの地点

㊾の地点 ㊼の地点から163度56分54秒172.45メートルの地点

ウ 面積

1) 全体

717,599.59平方メートル

2) 1工区

85,789.58平方メートル

3) 2工区

193,341.37平方メートル

4) 3工区

438,468.64平方メートル

3 埋立地の用途

(1) 変更前

ア 1工区、2工区及び3工区

用途	規模
木材・木製品製造業用地	約5.0ha
流通施設用地	約5.0ha
漁業施設用地	約6.5ha
パルプ・紙・紙加工品製造業用地	約5.0ha
非鉄金属製造業用地	約2.4ha
港湾運送業用地	約1.5ha
緑地	約18.0ha
道路用地	約2.1ha

(2) 変更後

ア 1工区（法第29条第1項に基づく変更）

用途	規模
非鉄金属製造業用地	約5.5ha
道路用地	約0.3ha

イ 2工区（変更なし）

用途	規模
緑地	約14.0ha

ウ 3工区（法第13条ノ2第1項の規定に基づく変更）

用途	規模
非鉄金属製造業用地	約24.5ha
道路用地	約1.2ha

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年7月18日 愛媛県指令港第137号

5 埋立地の用途の変更許可年月日

令和7年10月3日

○愛媛県告示第894号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

令和7年10月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

岩谷B地区

次に掲げる座標の土地に存する標柱1号から標柱24号までを順次結んだ線及び標柱24号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

座 標	標 柱
北緯34度03分15秒6568、東経132度52分09秒9644	1号
北緯34度03分15秒9614、東経132度52分10秒2702	2号
北緯34度03分16秒4222、東経132度52分10秒7328	3号

北緯34度03分16秒0323、東経132度52分11秒1210	4号
北緯34度03分15秒7275、東経132度52分11秒4056	5号
北緯34度03分15秒3435、東経132度52分11秒6883	6号
北緯34度03分14秒8035、東経132度52分11秒8453	7号
北緯34度03分13秒8352、東経132度52分12秒0015	8号
北緯34度03分13秒7748、東経132度52分11秒7783	9号
北緯34度03分13秒2860、東経132度52分12秒0960	10号
北緯34度03分13秒3850、東経132度52分12秒2351	11号
北緯34度03分13秒2773、東経132度52分12秒3251	12号
北緯34度03分12秒8711、東経132度52分12秒0768	13号
北緯34度03分12秒9355、東経132度52分12秒4114	14号
北緯34度03分13秒4184、東経132度52分13秒0001	15号
北緯34度03分13秒5114、東経132度52分13秒3734	16号
北緯34度03分13秒5946、東経132度52分13秒7073	17号
北緯34度03分12秒9292、東経132度52分13秒8268	18号
北緯34度03分12秒2230、東経132度52分13秒4238	19号
北緯34度03分11秒8433、東経132度52分12秒8811	20号
北緯34度03分11秒9398、東経132度52分11秒9565	21号
北緯34度03分12秒4918、東経132度52分11秒3405	22号
北緯34度03分13秒0721、東経132度52分11秒2768	23号
北緯34度03分14秒6231、東経132度52分10秒2068	24号

○愛媛県告示第895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市北吉田町1011番1から同町1031番地先4地先まで	旧	メートル 13.2~23.8	キロメートル 0.428	
			新	13.2~34.2	0.428	

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年10月3日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 入札に付する事項

(1) 件名

デジタルX線TVシステムの購入

(2) 購入物品名及び数量

デジタルX線TVシステム 3式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和8年3月20日（金）

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地 外

愛媛県立中央病院 外

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
 愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
 〒790-0012  
 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F  
 電話番号 (089)912-1000 内線4623  
 又は (089)912-2794
- (2) 入札書の受領期限  
 11月12日（水）午前9時から同月14日（金）午後1時29分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
 愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
 令和7年11月14日（金）午後1時30分  
 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1  
 伊予鉄本社ビル5F 会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
 愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき10月24日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。  
 なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
 要
- (6) 落札者の決定方法  
 この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも

って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Multipurpose digital X-ray TV system, 3 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 14 November 2025
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan. TEL 089-912-2794